

松阪市と株式会社アールビーズとの地域協働事業に関する包括連携協定書

令和2年8月28日

松阪市（以下「甲」という。）と株式会社アールビーズ（以下「乙」という。）は、松阪市における地域協働事業（以下「協働事業」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が多様な連携を通じて、双方が互いの資源や魅力をいかした事業に協働して取り組むことにより、地域社会の活性化と市民の健康づくりの推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項に対し連携し協力する。また、これら事項を効果的に推進するために定期的に協議を行い、具体的な項目に関しては協議の上、決定するものとする。

- （1）スポーツをする子どもの増加と体力の向上に関すること。
- （2）成人のスポーツ実施者の増加に関すること。
- （3）障がいのある人のスポーツ参加者の増加に関すること。
- （4）手軽に参加できるスポーツ環境の整備に関すること。
- （5）イベント等を通じた地域活性化に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく連携・協力において知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了1か月前までに申し出がない場合には、同一条件をもって更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が各自署名の上、それぞれ1通を保有する。

甲 松阪市殿町1340番地1
松阪市

松阪市長

竹と真人

乙 東京都渋谷区神宮前2-4-12
株式会社アールビーズ

代表取締役社長

橋本 治 朝